

アップストアの独占禁止法（反トラスト法）違反行為について、消費者はイリノイ・ブリック判決に基づきアップルを訴える原告適格を有する

米国最高裁判所は Apple Inc. v. Pepper et al. 事件、No. 17 - 204, 587 U.S. ____ (2019 年) において、Illinois Brick Co. v Illinois 事件、431 U.S. 720 (1977 年) に基づき、消費者がアップストアに関する独占禁止法違反行為を申し立て、アップルを訴える原告適格を有することを確認した。最高裁は、iPhone アプリの価格が開発者により決定されているにもかかわらず、消費者はアップルから iPhone アプリを買う「直接購入者」であると認定した。したがって、消費者は申し立てられたアップルの独占行為により直接的な影響も受けるため、イリノイ・ブリック判決に基づき原告適格を有する。

Illinois Brick Co. v Illinois 事件、431 U.S. 720 (1977 年) (以下、「イリノイ・ブリック」) において、米国最高裁判所 (以下、「最高裁」) は、独占禁止法に違反する商品・役務の提供者に対して独禁法上の救済を請求する原告適格を有するのは、商品・役務の直接購入者のみであることを明確にした。イリノイ・ブリック事件の事実を説明すると、イリノイ・ブリック社は複数の仲介者を通してコンクリートブロックを製造販売しており、その垂直流通チェーンにおける最終消費者がイリノイ州であった。イリノイ州はイリノイ・ブリック社を提訴し、同社が共謀してコンクリートブロックの価格を設定し、流通チェーンを経由して消費者 (即ちイリノイ州) に不当に高い独占価格を請求したと申し立てた。最高裁は、イリノイ州がイリノイ・ブリック社からコンクリートブロックを直接購入していなかったことを理由に、イリノイ州は同社を相手取り独占禁止法訴訟を提起できないと判示した。この事件により、独占禁止法違反者から複数の段階を隔てた購入者には原告適格がないという、判例に基づくルールが確立した。一方、「独占禁止法違反被疑者からの直接の買い手」である直接購入者は、訴訟を起こすことができる。Kansas v UtiliCorp United Inc. 事件、497 U.S. 299, 207 (1990 年) を参照。

今回の Apple Inc. v. Pepper et al. 事件、No. 17 - 204, 587 U.S. ____ (2019 年) (以下、「アップル判決」) では、4 名の iPhone 所有者が、アップルと iPhone アプリ開発者との独占禁止法違反関係を理由に、アップルを提訴した。一般に iPhone アプリの開発者は、アップストアを通してアプリを iPhone 所有者に提供する契約をアップルと結んでいる。iPhone アプリの価格は開発者により決定されるが、アップルは各売上の 30% の「手数料」を受け取っている。原告達の申立によれば、iPhone 所有者は「アップルからのみアプリを購入し、アップルの 30% の手数料を支払う」ことを余儀なくされているため、「競争市場で支払うはずの価格よりも高い価格を iPhone アプリに支払って」いる。地方裁判所は、イリノイ・ブリック判決に基づき、消費者の購入価格を決定しているのはアプリ開発者であり、iPhone 所有者はアップルからの直接購入者ではないため、訴訟を起こす原告適格を

有していないというアップルの主張を認め、訴えを棄却した。

控訴審において、連邦第9巡回区控訴裁判所（以下、「第9巡回控訴裁」）は、地裁の判決を破棄した。Schwartz v. Apple Inc.事件、846 F. 3d 313（第9巡回控訴裁、2017年）を参照。第9巡回控訴裁は、消費者がiPhoneアプリをアプリ開発者から直接購入したのか、またはアップルから直接購入したのか（即ち、アップルが製造業者もしくは生産者か、または販売業者か）について検討した。アップルはiPhone所有者がアプリを直接購入した販売業者であり、故にイリノイ・ブリック判決に基づきiPhone所有者は原告適格を有すると、第9巡回控訴裁は判示した。したがって、iPhone所有者は、iPhoneアプリの販売独占および競争価格より高い価格の請求を申し立て、アップルを提訴することができると、第9巡回控訴裁は述べた。

最高裁はアップル判決において、「イリノイ・ブリック事件の消費者とは異なり、本件のiPhone所有者は、垂直流通チェーンの最下部にあって最上部の製造業者を訴えようとしている消費者ではない」と判断した。それ故、独占禁止法違反による被害を受けた「あらゆる者」は訴訟を起こして損害賠償を請求できると述べる独禁法の条文に沿って、イリノイ・ブリック判決における曖昧な点を解決すべきであると、最高裁は述べた。iPhone所有者は「独占禁止法違反被疑者からの直接の買い手」とであると認定された。したがって、iPhoneアプリの価格がその開発者によって決められているにもかかわらず、消費者はアップルからアプリを買う「直接購入者」であるため、イリノイ・ブリック判決に基づき原告適格を有すると、最高裁は判示した。

つまり、このアップル判決に基づき、原告達は引き続き地裁レベルでアップルを相手取り、自らの正当性を主張できるということである。訴訟の進展次第では、この事件はクローズドコンテンツの「生態系」にとって、さらにテクノロジー企業が自己のプラットフォームでソフトウェアの流通を制限できる方法にとって、脅威となるかもしれない。

知的財産所有者にしてみれば、これは極めて重要な最高裁事件であり、様々な種類の知的財産契約に関して独占禁止法訴訟への道を開く可能性がある。